

博物館だより

第45号

長野市小島田町1414 ☎026(284)9011



長野市の文化財紹介①

象山のカシワ

(昭和43年3月21日 県指定)

松代町竹山町の象山の峰（竹山城）頂上近くの南東斜面に、ひときわ大きな老木があります。これが象山のカシワの木で県の天然記念物に指定されています。樹高は約12.5m、目通り周囲4.3m、推定樹齢400年の名木です。

カシワは落葉高木で、ブナ科に属し、5月節句の柏餅でおなじみです。新芽が出るまで枯れた葉を落とさずつけているので、ゆずりは（譲り葉）と呼ばれることもあります。

日本全国とアジアの一部に分布し、海岸近くや火山の麓などの日当たりの良い^{れきち}裸地によく生えます。県下では低山帯で風のよく通る場所を選んで生育しています。

(小林規甫)

●●●●● 40cm反射望遠鏡公開 ●●●●●

一年が経過して

平成9年4月、プラネタリウムの^{どうえいき}投影機を入れ替えたの^{ともな}に伴い、屋上に設置されていた15cm^{くつせつ}屈折望遠鏡の代わりに新たに40cm反射望遠鏡を導入しました。その目的は主として次の3点です。

- ① 望遠鏡の映像を活用するため、^{えんかくそうき}遠隔操作で生映像または録画映像をプラネタリウムやロビーで見られるようにする。
 - ② 天体観測がある程度できる大きな^{こうけい}口径にする。
 - ③ 多くの市民の皆さんに実際に望遠鏡をのぞいてもらう。
- 望遠鏡口径に関しては、既存のドームを利用するために、40cmが限界でした。



望遠鏡公開の様子

●望遠鏡をのぞいた世界●

望遠鏡の映像は、晴れていればロビーにも映し出していますが、望遠鏡の^{だいごみ}醍醐味は何といても直接のぞくことにあります。テレビなどでも星の映像を見ることがありますが、あれは写真と一緒に過去の産物でしかありません。自分の目で実際にのぞいたものは「生」の映像です。まさに、今の星の姿を見ているのです。私も幼い頃、望遠鏡で土星を見たときは何とも不思議な感動で包まれました。肉眼では見えないものが大きな望遠鏡を使うと見えるのです。「その感動を多くの人にも体験してもらいたい。」これが私たちの願いです。

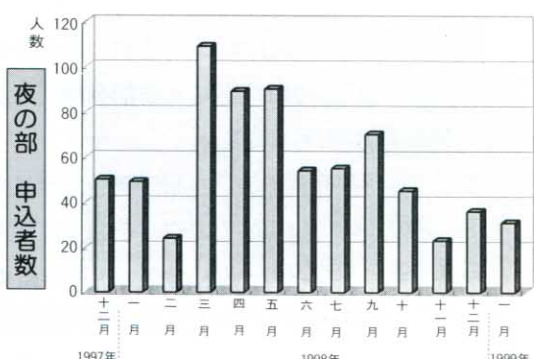
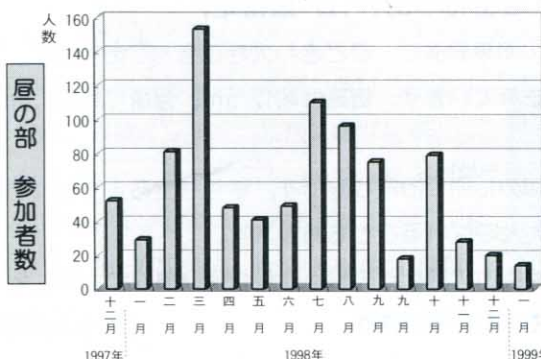
●1年を通して見る●

1回参加されるだけでもいいのですが、1年を通して観察すると、宇宙船地球号をはじめ、宇宙は動いていることを実感できます。^{わくせい}惑星は位置や明るさを変え、星座たちは巡っていきます。

●昼の観望会・夜の観望会●

現在、博物館では昼間と夜それぞれ月に1回望遠鏡公開を行なっています。夜の部は往復はがきによる申込制ですが、昼の部は申込み不要です。平成9年12月に公開を始めてから現在までの参加者の状況は下図のようになります。昼の部(参加者)、夜の部(申込者)はそれぞれ、893人、725人へのぼっています。これからも多くの方のご参加をおまちしています。

(大蔵 満)



小正月の行事

〜ドンド焼き〜

年のはじめ、特に小正月にはその年一年の豊かな実りを祈って、かつては鳥追い、成木責め、モノツクリといった行事が行われてきました。しかし、私たちの生活が変化するに伴いこうした行事は年々行われなくなり、身の回りから次第に姿を消しつつあります。その中で今でも続く行事として今年も市内各所でドンド焼きが行われました。

市内のドンド焼きは信更の一部地域を除いて15日に行われます。松代町柴では各家の神棚などに納められているお札を集め、小柿の木に吊るし、木の先に「へ

のへのもへじ」と書いた頭をつけてオンベを作ります。オンベの木に使われる小柿には、実が多くなることから、子孫繁栄の願いが込められています。オンベは悪疫祓いのご神体とされ、柴の祭典部はこれを持って各家を悪疫祓いに回ります。全ての集落を回り終わるとオンベは千曲川の土手に作られたドンド焼きのところへ運ばれ、その後ドンド焼きと一緒に燃やされます。オンベによる悪疫祓いを行わなかった年には疫病が流行るともいわれ、柴の人たちは、これから1年間の災いをオンベにのせて燃やすことで、疫病や災害を未然に防ごうとしているのでしょう。

もともと左義長と呼ばれ、宮廷行事であったドンド焼きは今では子供主体の行事として行われています。しかし、子供の数が少なくなる中、ドンド焼きは親の手によって行われ、子供が主体の行事とは言えなくなってきています。小学生が12人しかいない赤沼東組では、昔は子供たちだけで作っていたドンド焼きも今では育成会の役員になっている数人の親たちが作り、子供たちはダルマの飾り付けを手伝うだけです。また、ドンド焼きに参加する人も、小学生とその親たちだけであり、地域全体の行事というよりは小学校の父母を中心とした行事となっています。祝日の変更で15日が必ずしも休みの日ではなくなる来年以降、このような状況のドンド焼きはどうなるのでしょうか。15日という伝

統を守り、さらに子供の関与が少なくなっていくのか、それとも子供の都合を考え、日にちを変更し、ますます小学生に対する教育的な行事となっていくのか、いずれにせよ来年は各地のドンド焼きの行事が大きく変わっていくと思われる。

(細井雄次郎)



▲ドンド焼きの上に突き刺したオンベ
(松代町柴)

ドンド焼きを作る
育成会の人達
(赤沼東組)

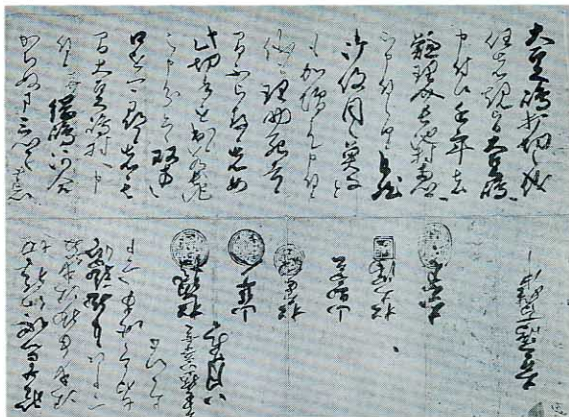


▲飾りつけを子供たちが手伝う
(赤沼東組)

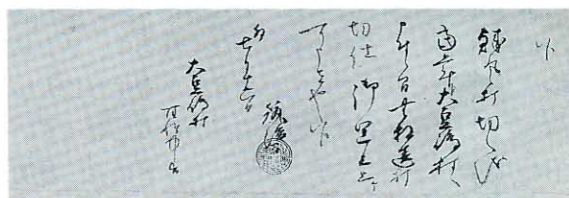
大豆島地区には鮭漁に関する古文書3点が伝えられています。文書からは千曲川でもたくさんの鮭がとれたことがわかります。指定された文書で最も古いものは、慶長16年(1611)松平忠輝の重臣から大豆島百姓中宛に出された文書(写真①)です。文書によると、「先例に任せて大豆島村へ鯉打切りを申しつける。近年^{うちき}鯉理介が長池両郷へ申しつけていたそうだが、理介が死んだので事情が不明である。そこでまず大豆島へ申し付ける。もし長池から異論が出たら双方のいいぶんを調べる。また、綱島・河合・鍛冶沼三郷の荒地は大豆島村で開拓してもよい」とあります。つまり大豆島村の鮭漁の権利を認めるとともに、綱島郷などの荒地の開発も併せて許可するというものです。「打切り」とは鮭をとる漁法のことです。他の2通の文書も(写真②、③)鮭の打切りを許可し、③では取れた鮭の10本に4本の割合で上納せよと命じています。

これらの文書は為政者からすれば、鮭の上納等を命じた文書ですが、立場を変えれば、大豆島村の百姓が鮭漁の権利を獲得し、保証させた文書と読むこともできます。これらの文書が発給されてから約100年後の享保3年(1718)正月、大豆島の村役人が松代の奉行所に川役の継続を訴えた願書には次のように書かれています。

「当村では松平忠輝様の代から当代までの川役に関する証文を所持している(①～③の文書)。そこで古例の通り川役を認めてもらいたい。このように、支配のための文書が効力を発揮するのは、支配される側にあっても権利の保証を意味する文書を必要とし、こうした文書が証拠として有効だったことを示しています。村人たちは積極的に文字を習い、文書を楯に領主の法外な要求から村を守り、鮭漁の権利を主張してきたのです。(降幡浩樹)



①慶長16年(1611)8月29日
松平忠輝が鮭とりと新田開発の権利を認めた文書



②元和元年(1615)7月16日
松平忠輝が鮭とりを命じた文書



③元和4年(1618)8月4日
酒井忠勝が鮭の上納の数を定めた文書